



六管区水路通報第49号

令和6年12月13日

第六管区海上保安本部

【目次】

第494項	瀬戸内海	高松港北東方、大島付近	・	・	・	海底線撤去等
第495項	瀬戸内海	水島港	・	・	・	灯付浮標不存在
第496項	瀬戸内海	呉港、仁方区	・	・	・	煙突不存在
第497項	瀬戸内海	呉港、広区	・	・	・	簡易灯復旧
第498項	瀬戸内海	三田尻中関港	・	・	・	クレーン存在
第499項	豊後水道	宇和島港	・	・	・	浮棧橋存在

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

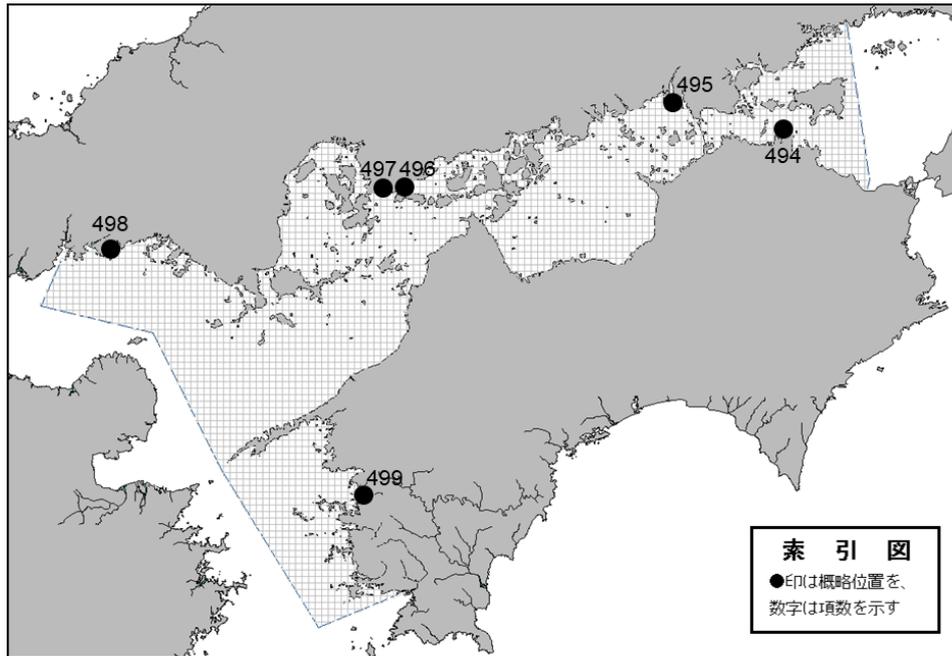
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

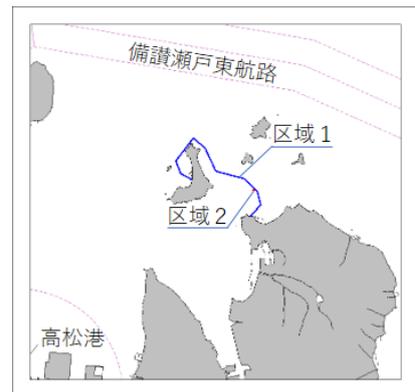
～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★6年494項 瀬戸内海 — 高松港北東方、大島付近 海底線撤去等

1. 海底線撤去

- 区域1 10地点を結ぶ線上付近
- (1) 34-23-51N 134-07-20E (岸線上)
 - (2) 34-24-00N 134-07-31E
 - (3) 34-24-12N 134-07-27E
 - (4) 34-24-23N 134-07-14E
 - (5) 34-24-30N 134-06-44E
 - (6) 34-24-49N 134-06-33E
 - (7) 34-24-58N 134-06-21E
 - (8) 34-24-38N 134-06-03E
 - (9) 34-24-28N 134-06-08E
 - (10) 34-24-22N 134-06-20E (岸線上)



2. 廃棄海底線存在

- 区域2 2地点を結ぶ線上付近
- (1) 34-24-12.5N 134-07-24.4E
 - (2) 34-24-13.6N 134-07-22.4E

海図 W137A-JP137A-W153-JP153
 出所 第六管区海上保安本部

★6年495項 瀬戸内海 ー 水島港 灯付浮標不存在
位置 34-29-08N 133-45-28E、緑色灯
海図 W1127A-JP1127A
出所 水島海上保安部



★6年496項 瀬戸内海 ー 呉港、仁方区 煙突不存在
位置 34-13-09N 132-39-43E
海図 W141-JP141
出所 第六管区海上保安本部



★6年497項 瀬戸内海 ー 呉港、広区 簡易灯復旧
六管区水路通報6年44号436項削除
位置 34-12-43.5N 132-37-20.5E、赤色灯
海図 W1111
出所 呉海上保安部



★6年498項 瀬戸内海 — 三田尻中関港、中関 クレーン存在

位置 2地点を結ぶ線上

(1) 34-00-38.8N 131-33-43.5E

(2) 34-00-35.7N 131-33-43.1E (既設クレーンレール北端)

備考 上記位置に移動式クレーン及びレールが存在する

海図 W1134

出所 第六管区海上保安本部



★6年499項 豊後水道 — 宇和島港 浮棧橋存在

区域 2地点を結ぶ線を中心とする幅約7mの区域

(1) 33-13-28.0N 132-33-06.5E

(2) 33-13-28.0N 132-33-08.8E

海図 W138

出所 第六管区海上保安本部

